

集団的自衛権行使容認の閣議決定は許さない（認められません）！ 憲法9条まもれ！➡

憲法共同センター事務局

みなさん。いま、戦争の足音が聞こえる、ただならぬ情勢になっています。

安倍首相は、憲法を守る義務を他の誰よりも負っているにもかかわらず、憲法解釈を勝手に変えて、他国のために武力を行使する集団的自衛権の行使容認を自民党と公明党との密室協議の末、閣議決定を強行しようとしています（ました）。公明党の山口代表は、「拡大解釈の恐れはない」と言い切りましたが、すでに自民党との間でも集団的自衛権の行使を認める活動や範囲など、時の政権が都合よくどうにでも解釈できることは明白です。

みなさん。集団的自衛権とは、日本が攻撃されていないのに、海外でのアメリカの戦争に日本の自衛隊を参戦させ、戦場で「殺し、殺される」ことです。ひとたび認めてしまえば、「限定」といっても首相が判断するのですから、際限なく拡大し、戦争へと突き進むことになるのです。

先のわずかな国会審議でも明らかになったのは、集団的自衛権の行使容認やその先にある自衛隊法の改悪によって、これまで自衛隊は「戦闘地域に行かない」としてきた歯止めをとり払い、自衛隊が「戦地」へ出向き、武力行使を実際におこなうということです。つまり、日本の若者が戦地で「血を流す」ことになるのです。

集団的自衛権行使としておこなわれた、アフガニスタン戦争へのNATO諸国（アメリカと軍事同盟を結んでいる国々）の参加は、「後方支援」としての参加でしたが、犠牲者は21カ国1031人に上りました。なかでもドイツは、憲法で軍の出動は「防衛」に限るとされていましたが、時の政府が解釈改憲で（NATO域外への）派兵が合法化され、「国際治安支援部隊に参加するだけ」「戦争に参加するわけではない」と説明し、派兵に踏み切り、その結果55人の兵士が戦死したのです。

日本は、憲法9条に基づき、「武力行使をしてはならない」「戦闘地域に行ってはならない」という二つの歯止めがあったので、「後方支援」でも犠牲者は出ませんでした。二つの歯止めをなくし、武装した自衛隊が戦地へ行けば、攻撃対象となり、戦闘行為に巻き込まれることは火を見るよりあきらかです。イラク戦争が示すように、一度、戦争に巻き込まれれば、殺し殺される事態となり、泥沼化してしまいます。

みなさん。日本は、アジアへの侵略戦争と植民地支配を反省し、再び戦争をしないと誓った憲法9条を持ったからこそ、戦後69年、他国の人を一人も殺さずに、また殺されずにきました。これは、世界に誇るべきことです。いま日本に求められているのは、紛争を武力ではなく平和的に解決する外交の力を発揮することです。いま、改憲推進論の人々からも厳しい批判があいつぎ、相次ぐ世論調査でも反対が国民の多数になっています。全国各地で、「日本を殺し殺される国にさせない」「わが子を、孫を戦場に送らない」と、草の根から大きな運動が広がっています。戦争はぜったいダメです！ 私たちが配布していますチラシを受け取り、集団的自衛権の行使容認に反対する署名、憲法9条を守る署名にご協力をお願いします。